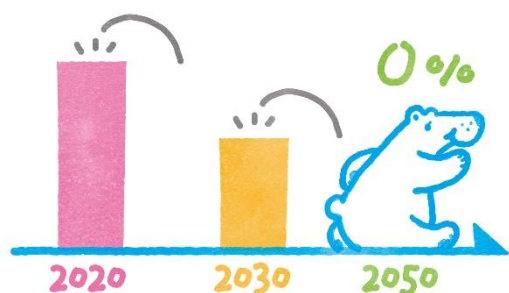


令和8年度

事前申請が必要です！

多摩市住宅用重点対策加速化事業補助金のご案内 (断熱改修)

「多摩市重点対策加速化事業計画」が、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」に都内で初めて選定されました。国の支援を活用し、市域全体での再生可能エネルギー導入の最大化に向けた取組を進めていきます。



二酸化炭素排出
実質ゼロへ！



【補助対象】

- 断熱改修(窓、ガラス、天井、床、壁、玄関ドア)

【申請受付期間】

令和8年4月27日(月曜日) ～ 令和9年1月29日(金曜日)

※先着順のため、予算に達し次第、受付を終了します。

※本補助金は事前申請が必要になります。ご注意ください。

※本年度よりオンラインでの申請が可能になります。

【問合せ・申請先】

多摩市役所 環境部 環境政策課 (東庁舎1階)

〒206-8666 多摩市関戸 6-12-1

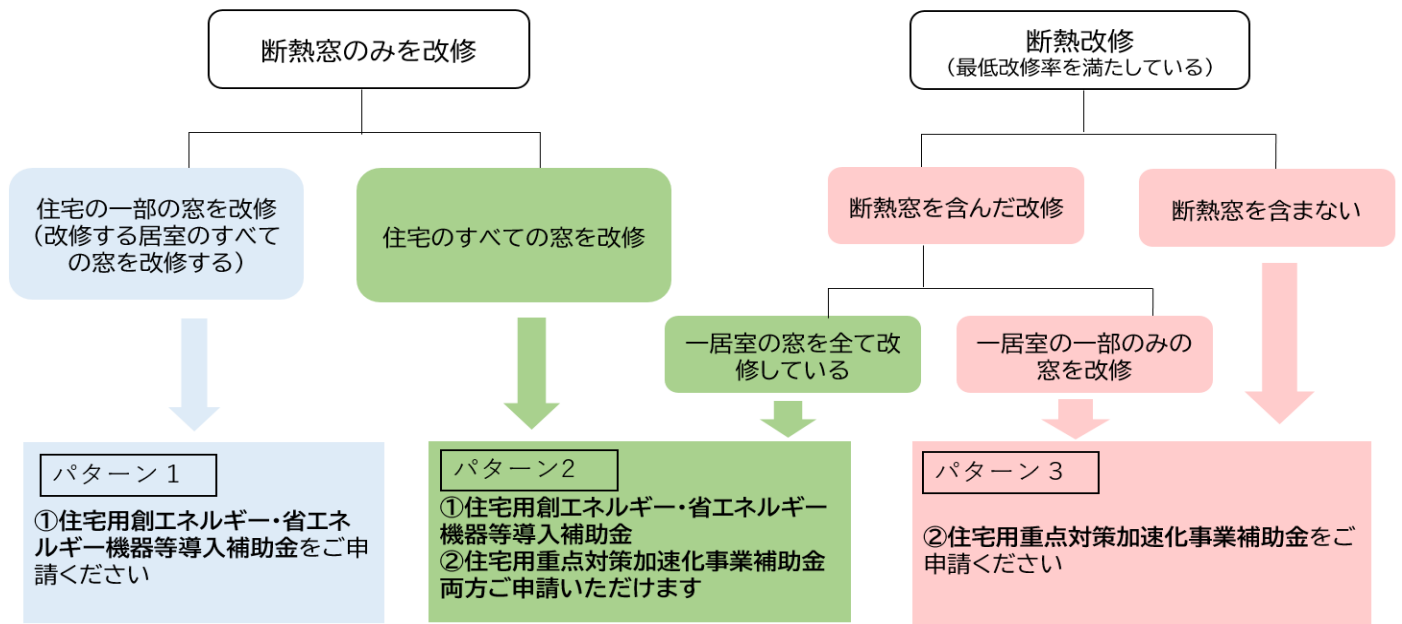
電話 042-338-6831(直通)・FAX 042-338-6857

受付時間:午前9時～12時、午後1時～5時

※出張所では申請を受け付けておりません。

環境政策課の窓口、オンライン又は郵送での受付になります。

【多摩市住宅用補助金の区別】



多摩市住宅用重点対策加速化事業補助金 URL(本補助金)

<https://www.city.tama.lg.jp/kurashi/kankyo/ondanka/hojo/1015831.html>

多摩市住宅用創エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金 URL

<https://www.city.tama.lg.jp/kurashi/kankyo/ondanka/hojo/1014430.html>

1. 要件について

- ・申請日において多摩市内に住所を有し、居住する個人(住民基本台帳に記載されている方)
- ・新たに購入した未使用の補助対象機器等を自らが居住または所有する専用住宅(申請日において住所を有する住宅であって、住宅を共有する場合又は自らが所有する住宅でない場合は、補助対象機器等を設置することについて当該住宅の他の共有者又は所有者の同意を得ている方に限る)に設置し、使用を開始する個人。
- ・申請日までに到達する直近の納期限を除く市税を滞納していないこと。
- ・原則市や国から他の補助金の交付を受けていないこと。
- ・過去あるいは同時に本補助金と同種の補助対象機器等の交付を受けていないこと。
- ・国が定める地域脱炭素移行・再エネ交付金の交付対象事業となる事業の交付要件を満たしていること。
- ・集合住宅の大規模改修や新築住宅でないこと。
- ・補助事業により取得した設備又は機器をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書(様式第13号)により市長に申請し、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし法定耐用年数等を超えた場合は除く。

2. 申請について

(1)申請受付期間

・令和8年4月27日(月)から令和9年1月29日(金)まで(郵便の場合は1月29日必着)

※受付時間は平日の午前9時～12時、午後1時～5時までとなります。

先着順となります。申請受付期間内であっても受付を終了していることがあります。

(2)申請方法

・多摩市役所東庁舎1階の環境政策課の窓口、オンライン又は郵送での申請

(3)オンライン申請

令和8年度の補助金より、オンラインでの申請が可能になりました。インターネットから申請ができます。交付申請書(第1号様式・第2号様式)以外の提出資料に関しては申請フォームよりアップロード(スマホでの申請の際は、写真での撮影も可)が必要となりますので、ご準備ください。また、提出資料に関しては申請フォーム内にて詳細な説明を準備しておりますので、合わせて確認をお願いします。

1. 申請方法について

下記URL又は右記のQRコードより申請フォームに進めます。

(多摩市住宅用重点対策加速化事業補助金)

URL・・・<https://logoform.jp/form/4N4o/1538810>



2. 提出資料について

オンライン申請では提出資料に関して、全て電子データでの提出となります。

設置後の写真など複数枚にわたる場合には1つのファイルにまとめた提出をお願いします。

(フォーマットのサンプルなどは申請フォーム内に掲出してあります)

(4)申請内容の変更や中止について

事前申請の後に事業内容について変更や中止が生じた場合は速やかにご連絡ください。

「補助金に係る補助事業(変更・中止・廃止)承認申請・補助金変更交付申請書(第6号様式)」を提出する必要がある場合がございます。

※各様式は市ホームページからダウンロードできます

(5)実績報告について

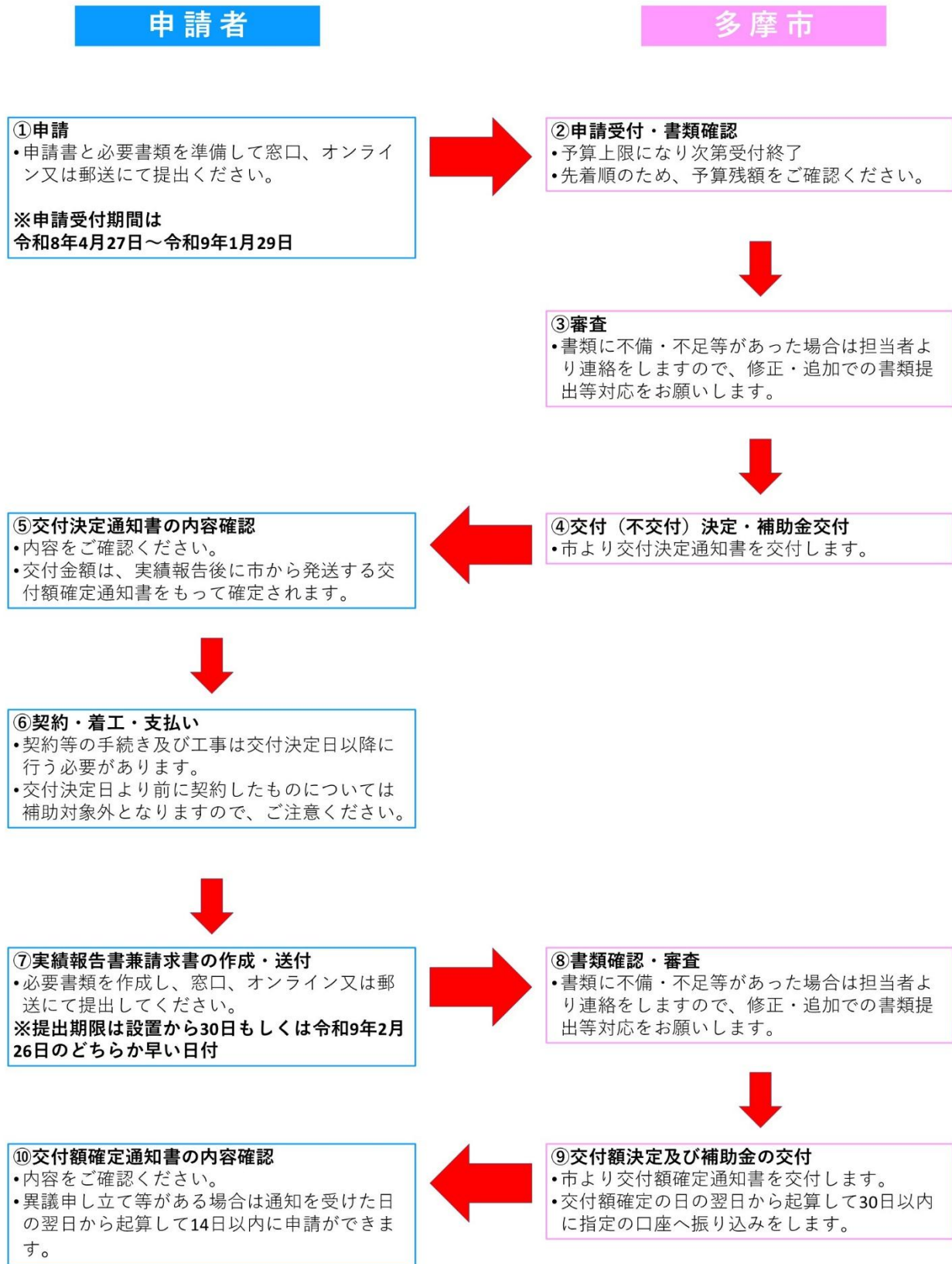
補助事業に係る機器若しくは設備の設置又は稼働の開始後 30 日以内又は令和9年2月26 日のいずれか早い日までに窓口、オンラインまたは郵送にて提出してください。

オンライン申請フォーム

URL・・・<https://logoform.jp/form/4N4o/1538846>



(6)申請の流れ



3. 他補助金との併用について

東京都の補助金との併用は可能ですが、国の補助金との併用は原則できません。

	床、天井、壁、玄関ドア	窓、ガラス
国	×	×※
東京都	○	○
多摩市	—	○

※ただし、床、天井、壁の改修を本補助金で申請した場合、同時に改修した窓を国の補助金(窓リノベ)の対象とすることは可能です。

【併用する際の注意点】

・国や東京都と合わせて補助金をご申請する場合は、国と東京都の補助金額を**必ず先に差し引いた額**で計算を行ってください。

4. 補助金額について

(1)補助対象経費となるもの

- ①工事費・・・補助事業を行うために直接必要な材料の購入、運搬、保管、人員等に要する経費
- ②設備費・・・補助事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入、購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費
- ③業務費・・・補助事業を行うために直接必要な機器、設備、システム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する費用

※消費税は補助対象経費には含まれません。

(2)補助対象経費の計算

補助対象経費から差し引くもの

- ①割引金額
- ②東京都からの補助予定金額

(3)補助上限金額について

	補助率	補助額
戸建住宅	1/3	100万円 (このうち玄関ドアは5万円)
集合住宅(個別)	1/3	14万3千円 (玄関ドアを改修する場合は19万3千円)

※交付申請金額は1,000円未満切り捨てとなります。

- 国や東京都などの補助金の交付を受ける場合は、申請書に記載をすると共に、補助対象経費の額から国や東京都の補助金の額を差し引いた額で交付額の計算をしてください。
- 断熱改修について、補助対象経費の額を超えない範囲での補助となります。
- 機器等設置費用には、工事費一式、諸経費等の内容が明確でないもの、交通費等の直接必要のない経費は含まれません。また、値引きを受けている場合は、値引き後の金額から補助対象経費を計算してください。
- 消費税は補助対象経費には含まれません。

5. 補助対象機器等について

◆断熱改修

国が実施する既存住宅における断熱リフォーム支援事業において当該事業の補助対象となる製品として、公益財団法人北海道環境財団に登録されている窓、ガラス、断熱材等の高性能建材を用いて設置するもの

- (1) 既存の住宅及び改修対象となる部屋などを居住目的以外で使用していないこと。
- (2) 居間又は主たる居室を含めた改修を行うこと。
- (3) エネルギー計算結果早見表から改修の組み合わせから組み合わせを選択し、最低改修率を満たしていること。
- (4) 玄関ドアについては、窓及び断熱材による改修と同時に導入する場合のみ対象とする。
- (5) 改修する窓はすべて、外気に接していること。(間仕切壁の窓など対象外)
- (6) 集合住宅に関しては組み合わせ番号12を満たすこと。

※居室の主な例)リビング、ダイニング、書斎、寝室など日常在室時間が長い部屋のことを指します。

※補助対象製品は公益財団法人北海道環境財団のホームページ(<https://ekes.jp/>)を参照すること。

【窓・ガラスの改修工法と対象要件】

区分	改修方法
窓	① カバー工法窓取付 ②外窓交換 ③内窓取付
ガラス	① ガラス交換(ただし熱貫流率が 1.5 以下の製品に限る)

	対象要件
換気小窓	×
300mm×200mm 以下のガラスを用いた窓	×
ガラスブロック	×
テラスドア、勝手口ドア	△ (窓及びガラスを改修対象部位とし、かつガラスの面積がドア面積の50%以上の補助対象製品で登録製品にテラスドア、勝手口ドアの名称がある場合は対象とすることができます。なお、採風・通風タイプは製品名に「採風・通風」があるものを使用すること。)
天窓	△ (補助対象製品を用いて改修を行う場合は補助対象とすることができる)

【既設窓について】

申請する既存住宅の居間等に交付申請時において既に一部取り付けている窓が本補助金の要件を満たしている場合、以下の書類を提出することでその部分の改修は要件としないこととします。ただし、既に取り付けてある窓に係る経費は全て補助の対象外です。

※①または②と③を提出

① 建築士による証明書 ・製品名、登録番号、建築士の氏名を記載し、押印を受けた書類
② 該当製品の出荷証明書または、保証書などの窓の詳細が分かる書類の写し
③ 該当する製品の現況写真

〈エネルギー計算結果早見表〉

断熱部位数	組み合わせ番号	天井	外壁	床	窓・ガラス	最低改修率
4部位	1	○	○	○	○	25%
3部位	2	○	○		○	25%
	3	○	○	○		25%
	4		○	○	○	25%
	5	○		○	○	25%
2部位	6	○	○			25%
	7	○		○		25%
	8	○			○	25%
	9		○		○	40%
	10		○	○		40%
	11			○	○	40%
1部位	12				○	100%

〈改修率計算式〉

$$\text{改修率(\%)} = \frac{\text{補助対象床面積合計(m}^2\text{)}}{\text{延床面積(m}^2\text{)}} \times 100$$

【注意事項】

- ・早見表で選択した改修部位については、改修する居室等の外皮部分全てに設置・施工すること。
- ・玄関外皮の窓を改修する場合は、玄関ドアと一体でない窓・ガラスは改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部(袖ガラス・欄間ガラス等)は改修を要件としない。
- ・改修する部位は、下記表―1「エネルギー計算結果早見表」の組み合わせ番号から選択し、最低改修率を満たしていること。

【断熱材に関する要件】

(1)窓以外を改修する場合について下記(A)及び(B)の条件を満たす必要があります。

(A)窓以外(天井、床外壁、床)を改修する際に必要な性能値〉

熱抵抗値		
天井	外壁	床
2.7 以上	2.7 以上	2.2 以上

(B) 熱伝導率が 0.042 以上の断熱材は、天井断熱工事に用いる吹込み断熱材のみ対象とする。

(2) 玄関ドアを改修する場合

玄関ドアを改修する場合は下記①及び②のいずれか条件を満たす必要があります。

① 玄関ドアについては、熱貫流率が $4.7/(W/m^2 K)$ 以下に改善され、窓、ガラス、断熱材による改修と同時に導入すること。

② 戸と枠の組み合わせが下記表の組み合わせ通りであり、窓、ガラス、断熱材による改修と同時に導入すること。

※市場投入され一般的に入手できる製品であること。

※欄間付き、袖付きは補助対象外とする。

※できるだけ開口部の少ない玄関ドアを採用してください。

〈表－5 補助対象となる戸と枠の組み合わせ〉

戸の仕様 枠の仕様	金属製高断熱 フラッシュ構造	金属製断熱 フラッシュ構造	金属製フラッシュ ユ構造	金属製ハニカム フラッシュ構造	金属製または その他
金属製 熱遮断構造	○	○	○	○	×
樹脂と金属の複合材料	○	○	○	○	×
金属製またはその他	○	○	○	○	×

6. 申請時の提出書類

(1)交付申請時提出書類

- ① 交付申請書(第2号様式)

- ・記入例を参考に、ご記入ください。
- ・消せるボールペンでの記入はできません。
- ・訂正する場合は、修正ペンや二重線を用いることができません。書き直してください。
- ・必ず裏面の注意事項に同意をしていただく必要があります。

② 見積書の写し

- ・申請日の時点で見積書の有効期限内であるもの。
- ・申請者あての見積書であること。
- ・補助対象経費(購入費用及び必要な工事に要する費用)がわかるもの。
- ・明細書に対応する平面図の番号が記載されていること。

③ 本人確認書類の写し

【1点確認書類(官公署発行の顔写真付き本人確認書類)】

- ・マイナンバーカード(個人番号カード)の表面
- ・運転免許証(住所変更している場合は両面)
- ・運転経歴証明書(平成 24 年 4 月 1 日以降に発行されたもの)の両面
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- ・障害者手帳
- ・療育手帳 など

【2点確認書類(本人の「氏名と住所」または「氏名と生年月日」が確認できる書類)】

- ・健康保険資格確認書
- ・後期高齢者医療資格確認書
- ・介護保険証
- ・国民年金手帳
- ・公の年金証書
- ・各種医療証
- ・納税通知書
- ・市都民税決定通知書 など

④ 補助対象機器等の要件を満たすものであることが分かる書類

- ・仕様書などの機器情報が記載されているもの
- ・申請機器毎に要件を満たすことが確認できる書類

⑤ 断熱改修総括表及び明細書(戸建住宅:第3号様式 集合住宅(個別):第4号様式)

- ・製品区分、改修方法ごとに記入すること。
- ・明細書と総括表、平面図との整合性が取れていること。
- ・平面図の番号、平面図の窓番号、ガラス番号を必ず記入すること

⑥ 住宅の求積図、求積表及び平面図

- ・改修前の 1/100～1/50 程度の各平面図(改修しないフロアも含む)に改修前の表記及び方位を示して提出すること。
- ・寸法を明記すること。
- ・明細書に対応する平面図の番号が記載されていること。
- ・平面図の番号は製品区分毎(断熱材の場合は部位毎)に振り分けて記載すること。

例)天井①、外壁①、床①、窓①など

- ・求積図、求積表について総括表に記載されている延床面積の算定根拠となるものをご提出ください。

⑦ 住宅の所有権が確認できる書類の写し(①～③のいずれか1点) ・住宅を共有する場合又は自らが所有する住宅でない場合は、補助対象機器等を設置することについての当該住宅の他の共有者又は所有者の同意書を添付してください。 (1)登記事項証明書(建物)(令和8年1月1日以降に発行されたもの)・・・法務局にて発行(有料) ※登記情報提供サービスの写しは不可 (2)令和8年度 家屋評価証明書・・・多摩市役所課税課にて発行(有料) ※共有者がいる場合は全員 (3)令和8年度 課税明細書・・・多摩市役所課税課より所有者(代表者)へ発行 ※共有者の氏名等が記載されないため、単独所有の場合のみ可
⑧ 姿図(ガラス改修を申請するもののみ) ・明細書に明記された平面図の番号、ガラス番号と同じ番号を明記すること。 ・寸法を明記すること。
⑨ 窓改修をする際に対象としない窓の写真(窓改修を申請するもののうち該当者のみ) ・「換気小窓」「換気目的としたジャロジー窓」「ガラスブロック」であることを確認できること。 ・寸法を明記すること。 ・「300mm×200mm 以下のガラスを用いた窓」であることが分かるようにスケールを当てた写真を添付すること
⑩ 設置工事について管理組合の承認が必要な場合は、当該承認を得ていることが確認できる書類の写し
⑪ 市長が必要と認める書類の写し(該当者のみ)

(2)実績報告時提出書類

① 実績報告書兼請求書(第11号様式) ・記入例を参考に、ご記入ください。 ・消せるボールペンでの記入はできません。 ・訂正する場合は、修正ペンや二重線を用いることができません。書き直してください。
② 領収書の写し ・申請者宛の領収書であること。 ・申請時の金額が一致していること。
③ 契約書の写し ・契約日や契約内容がわかるもの
④ 補助対象機器等の設置日が確認できる書類の写し ・引き渡し日や工事完了の日付がわかるもの
⑤ 補助対象機器の設置前、設置後の写真 ・設置前と設置後の状態の違いが分かる書類をご提出ください。 ・物などで隠れないように撮影してください。 ・断熱材の場合は、断熱材を入れる前と入れた後の違いが分かるような写真をご提出ください。
⑥ 市長が必要と認める書類の写し(該当者のみ)

7. よくある質問

No,	質問	回答
1	郵送で提出したが、届いているか不安です。届いているか問合せできますか。	電話での問い合わせはできません。追跡可能な方法(レターパック、特定記録、書留等)をおすすめします。
2	申請者の要件に「税の滞納をしていないこと」とありますが、非課税の場合は申請できませんか。	申請できます。ただし、令和7年度以前の滞納があった場合、補助金の交付をすることができません。
3	申請時より前に多摩市に転入予定ですが、申請できますか。	改修後に居住予定の場合は、 <u>交付申請時にその旨を必ず環境政策課にご相談ください。</u> その上で実績報告書兼請求書提出時に当該住宅に居住し、住民票の写しを提出することを要件に認めます。
4	屋根改修は補助の対象になりますか？	対象にはなりません。
5	集合住宅で窓とその他(外壁と床)を改修する場合で窓については国の先進的窓リノベを活用する場合、その他(外壁と床)は補助対象となりますか。	先進的窓リノベを活用して導入する窓・ガラスの製品が既存住宅の断熱リフォーム支援事業で求めている製品かつ、エネルギー計算結果早見表で求めている窓・ガラスの改修率を満たしていれば、外壁や床の断熱改修に対して本交付金の対象になります。
6	メゾネットタイプの住宅の場合、戸建住宅と集合住宅(個別)どちらに該当するのでしょうか。	集合住宅(個別)に該当します。
7	領収書がない場合はどうすればいいですか？	金融機関発行の証明書の提出をお願いします。 例:ローン契約明細書・ATM 口座振込明細・ATM 現金振込明細・金融機関窓口での振込明細・ネットバンキングの振込履歴画面の印刷・クレジットカードの利用明細・電子マネー・デビットカード等の支払明細など